

木城町告示第25号

令和3年第7回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年7月1日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和3年7月5日（月）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

---

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

神田 直人君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

中武 良雄君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第7回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和3年7月5日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年7月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第55号 木城町景観条例の制定について  
日程第4 議案第56号 木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第5 議案第57号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議案第58号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第3号)  
日程第7 議案第59号 工事請負契約について  
日程第8 委員会付託の省略  
日程第9 議案に対する質疑
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第55号 木城町景観条例の制定について  
日程第4 議案第56号 木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第5 議案第57号 木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議案第58号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第3号)  
日程第7 議案第59号 工事請負契約について  
日程第8 委員会付託の省略  
日程第9 議案に対する質疑
- 

出席議員(10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 久保富士子君 | 2番 桑原 勝広君 |
| 3番 森 伸夫君  | 5番 眞鍋 博君  |

6番 神田 直人君

7番 黒木 泰三君

8番 後藤 和実君

9番 甲斐 政治君

10番 原 博君

11番 中武 良雄君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君  
書記 池田真那海君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	吉岡 信明君

---

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼、ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから令和3年第7回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本臨時会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場内においては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力をいただきますようお願いいたします。

令和3年第7回木城町議会臨時会の会期日程表及び本日の議事日程については、7月1日に開

催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中武 良雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、神田直人君、7番、黒木泰三君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（中武 良雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日7月5日の1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日7月5日の1日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第55号

### 日程第4. 議案第56号

### 日程第5. 議案第57号

### 日程第6. 議案第58号

### 日程第7. 議案第59号

○議長（中武 良雄） 次に議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第55号から日程第7、議案第59号に至る議案については朗読は省略し、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和3年第7回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には新型コロナウイルス感染症防止対策のさなかにご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会は、条例3件、補正予算1件、工事請負契約1件、合わせまして5件の審議をお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました、議案第55号から議案第59号に至る5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第55号。議案第55号は、木城町景観条例の制定についてであります。

景観法の施行に関し、必要な事項を定めるとともに、本町の自然豊かな緑と水の町木城の景観の保全及び形成を図るため、町民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことを目的とし

て新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第56号。議案第56号は、木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、高等学校、大学、専門学校等に在学する本町出身の学生に対し、奨学金を貸し付け、支援することを目的とするものであります。

本条例の基金の額は、条例第2条において、「寄附金及び基金から生じる益金をもって充てる」とされておりますが、学校卒業後に本町への居住及び県内への就業・就労による奨学金返還免除や貸付申請者の増加のため、基金が不足することが予想されます。

このため、条例第2条を「基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする」とし、これに係る条文の字句を整理するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第57号。議案第57号は、木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

事業者向けに支援をしておりました設備投資補助金につきましては、平成29年度から令和元年度までの3年間の事業であり、支援事業としては既に完了しておりますので、今回、削除するものであります。

また、本条例による支援の可否につきましては、審査会を開催して決定することとなっておりますが、事業承継奨励金事業につきましては、対象者が要件を満たす書類を提出することで確認ができますので、審査会を開催せずに書面審査により支援の決定を行えるようにするものであります。

次に、議案第58号。議案第58号は、令和3年度木城町一般会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、予算の総額をそれぞれ54億8,700万円にするものであります。

歳入は、県支出金増額533万6,000円、繰入金増額2,466万4,000円であります。

歳出は、衛生費増額705万4,000円、教育費増額2,513万4,000円、予備費減額218万8,000円であります。

最後に、議案第59号。議案第59号は、工事請負契約についてであります。

木城町義務教育学校校舎建設工事1工区を施工するに当たり、6月22日に執行いたしました条件付一般競争入札により、増田・桑原特定建設工事共同事業体、代表構成員、株式会社増田工務店、構成員、株式会社桑原建設が21億7,800万円で落札し、取引に係る消費税2億1,780万円を加え、23億9,580万円で契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をさせていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

#### 日程第8. 委員会付託の省略

○議長（中武 良雄） 日程第8、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第55号から議案第59号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第59号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 日程第9. 議案に対する質疑

○議長（中武 良雄） 日程第9、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第55号から議案第59号に至る議案の1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第55号木城町景観条例の制定についてを議題といたします。

議案第55号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 将来にわたって自然豊かな木城町を守り、後世に伝えていくための条例ということで、よい条例の制定だと思いますけれども、1点、その中で、現に良好な景観の妨げになっている建物等が存在する場合には、どのような処置になるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） ご質問のありました、現在、既に建っている建物についてですが、現在建っているものについては、今回の条例によって撤去とかそういったのはできないこととなっております。今後、新たに届出がありましたものについて審査をしていくというふうな流れになってくるかと思っております。

○議長（中武 良雄） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 既設のものについては強制的なものがないということですが、全体的な範囲に条例をかぶせていかないと、将来的な景観の維持ができない部分が出てくるのではないかと思うのですが、そういう面はどういうふうにご考えておられるか、教えてください。

い。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 今回の景観条例の中で、地域に合ったまちづくりという部分も含んでおりますので、例えば石河内地区と木城町内のメインの通りでは景観が全く異なる部分もございますので、それぞれの状況に応じたまちづくりが、景観づくりができるというふうな面で考えております。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私が言いたいのは、もう既に、例えばメイン通りの中で非常に景観が悪いものが残っていたら、これ条例と少し離れてくるかもしれませんが、どういうふうにそれを景観がよくなるために指導をされるのかな。そこまではもう強制はできないということでしたので、それはそれでいいと思いますけれども、自然豊かな木城町を守っていくためには、目につくところであれば何か指導的なものがあっていいのかなというふうに思いますが、その点をお聞きしたわけですが。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 景観条例に関しては、これまで平成5年に木城町の環境をよくする条例、そして、昨年3月には景観計画を策定をして、今回が景観条例を策定をするということで、先ほどから言われていることはよくわかりますが、条例の本質としては2つあると思います。いわゆる行政行為をする上での履行確保措置という部分での条例、それから、もう1つは、それに違反する、あるいは義務違反をした場合の罰則規定をどうするか、2つの大きな側面があるわけですが、それは、必ず条例で義務違反罰則規定を設けなさいというものでもない。

今回の条例につきましては、あくまでも町とそれから住民の方とそれから事業者、それぞれが一緒の情報を共有して美しい景観づくりをしていきたいと思いますという条例でありますので、おっしゃるような部分を含めて罰則規定がありませんので、そういった情報公開をしながら、そして1人でも多くの方が美しい景観になってきたなと思えるような情報公開等、共有をしながら、また、そういった周知をしていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 実際これは9月から施行ということになっていきますので、具体的な話をお聞きしたいと思うのですが、まず、建物については、椎木・高城地区ということで限定されています。

それで、色彩とか高さとか、ああいう形で出るのか具体的なことがもう決まっているのであれば、もう9月ですから決まっていなとおかしいと思うのですが、教えていただきたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 昨年の令和2年3月に策定いたしました景観計画の中において景観形成基準の内容というところで記載をしておりますが、色彩等については、自然環境や周辺の建物の色彩と調和するように配慮するとか、高さについては、山の稜線を阻害しないよう配慮するというふうな表現としております。

具体的な数値基準を設けておりませんが、届出のあった個別の案件についてそれぞれ設置場所において環境整備課のほうで届出の内容について審査をしたいというふうに考えております。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） この景観条例によって、結局、町として何を目的というか、何を要は観光地をつくるか、そういう建物によって何ををつくるかという目的というのが明確なものはないのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 一言で言えば、町のよしあしを見るのは、その町の風致といいたまうか景観だと言われているので、そういった意味では町の価値を高める景観づくりのスタートとしたいということを考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はないでしょうか。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 4ページの第21条木城町景観審議会を置くとありますけれど、この審議会10名以内をもって組織するとありますが、どのような方がこの構成メンバーに当たるのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） ご質問のありましたどういったメンバーで構成するかということですが、各種団体の代表者、学識経験者、その他、町長が必要と認める者で構成をしたいというふうに考えております。

以前、景観計画を策定しましたときには、各種団体から7名、学識経験者として宮崎県景観まちづくりアドバイザーを1名、役場から副町長、まちづくり推進課長のほうに入っていていただいております。同じような構成メンバーになるのかなというふうに考えておるところです。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第55号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号木城町奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第56号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 参考までに教えていただきたいと思います。奨学金貸付基金の現在の残高、それから、貸付けの件数と金額、それから延滞状況がどうなっているのか、また、その延滞があるとすれば新型コロナウイルスの関係もあるのか、そういったことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中武 良雄） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） まず、基金の現在高につきましては、残高が66万円、それから、貸付けの件数が16名、貸付けの現在高としましては829万6,000円、続きまして延滞、滞っている方ですがお二人いらっしゃいまして、過年度分で52万円の金額でございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ないでしょうか。森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） コロナの関係があるかどうか分からないわけですね。

○議長（中武 良雄） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） このお二人に関しては、コロナの関係ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第56号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号木城町小規模企業者経営支援条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第57号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） この条例に直接は関係なかったのですが、そもそもこの条例をホームページの中で確認をしていたところ、ホームページのほうはまだ、この第4条の6号という項目がまだ挿入していなかったものですから、そこには修正のずれがあるのかもしれませんが、修正というのはどのくらいの間隔でされるのか、ホームページのほうに反映されるのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 条例等の改正におきましては、議会の議決後、その都度、まちづくり推進課のほうで、電算室のほうですけれども、そこで修正をしております。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） ただいまのご質問でございますが、今現在ではもちろんのことですが、議会で承認されておきませんので、ホームページのほうは変わっていないのが当然でございますが、議会議決後、そのたびと申しましょうか、条例差し替えをしていただく業者のほうに例規集の差し替え等をしてもらいます。それと併せて公告をし、それから、ホームページの改修というふうに進んでいくわけでございますが、ホームページの中の改修が何日までというのはこの場で私のはっきりとは期日的には言えないのですが、次の議会までには終わるとは思うのですが、はっきり申しまして、正直、何月何日までには修正が終わりますというふうには、この場面では答弁できない状況でございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私の質疑の内容がストレートに伝わっていないのですけれども、条例の改正が今回提案されて、その中に第4条の3号を削って、あと繰上げということで最終的に6号を5号にするということであるのですけれども、ホームページの中では6号がまだ記載されていなかったものから、6号がいつの議会で承認されたものか分からないのですけれども、時間差があるというのは分かるんです。どのくらい、例えば、その6号が挿入された時期という

のはいつ頃の時期かなと少し疑問に思ったものですから。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどから、手続については、総務財政課長が言ったとおりであります。今、森議員がおっしゃったことについては、今、私たちが今日、議案第57号でお示しをしておりますとおりでありますので、それ以上、法制執務上問題がありませんので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第57号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号令和3年度木城町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第58号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 11ページですけれども、歳入で今回2,466万4,000円の繰入れということですが、繰入れ後の基金の残高を教えてくださいのと、15ページ、歳出でありますけれども、15ページの中の保険衛生費の感染症対策事業の内容、それから、教育総務費の中の学校教育総務費の積立金の内容、それから、小学校費の中の備品購入の約1万9,000円の内容と、同じく中学校の備品購入の197万1,000円の内容を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 財政調整基金の残高でございますが、35億5,016万6,000円になります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 歳出14、15ページの感染症対策事業費の内訳であります。まず、報償費関係につきましては、12歳から15歳に対します集団接種を現在のところ夏休み期間中に2回、設定を予定しております。それに伴います小児科医とそれに関連します看護師の派遣に係ります費用としまして、合わせまして171万8,000円を計上をしているところ

です。  
委託料の関係であります。歳入と同額かと思いますが、県の今回のワクチン接種緊急支援事業に対します医療費、医療従事者、医師並びに看護師等の単価設定に伴いまして、7月から実施をします一般向けの集団接種の委託、契約上の医師並びに看護師の単価を県の緊急支援事業単価に合わせるとい形になりますので、その分で533万6,000円を今回計上をしているところ

です。

○議長（中武 良雄） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 予算書の14、15ページの、まず、教育費、教育総務費の学校教育総務費の2,100万円につきましては、先ほど議決いただきました奨学金基金貸付けの条例に基づくもので、積立金として2,100万円計上いたしたものでございます。

それから、同じ教育費の小学校費、木城小学校費の備品購入費、庁用器具費ですが、こちらにつきましては、昨年度、小学校、中学校のほうに1人1台の端末、いわゆるGIGAスクール構想に基づくものですが、インターネットを利用するの調べ学習を行うために、ファイアウォールといいます不正なアクセス等を防ぐ機器、こちらを設置するものでございます。

中学校の庁用備品購入費197万1,000円についても同様でございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 先ほど感染症対策事業費の報償費の中で12歳から15歳が8月までに、一応、ワクチン接種の予定であるということをおっしゃっていただけ、ニュースとかで見ると、ワクチンが全国的に足りない、供給が足りないという話が出ているのですが、これは、ちゃんとした予定数が確保できているのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ワクチンの供給関係であります。現在、本町が確定をしますワクチンの回数としましては6,825回分を一応、今、確定で7月の17日までには全てが入ってくるという予定になっています。

したがって、今、人数分ですと約3,400名余りのワクチンを確保しているという

状況で、現在、一般向け接種の予約状況で言いますと、先週末現在で1,000人程度が、今、予約をされております。

優先接種関係で本町に勤務をします教職員並びに保育園、障害者施設と合わせて町の職員も含めると約200名ということで想定しておりますので、現在1,200名と。これまでに高齢者接種等で約1,500名が接種をされているということを計算すると、現在の予約人数では十分満たさせる状況にあります。ニュースの情報等が出ておりますのにつきましては、現在、最後の第10クルールの要求を1箱行っております。

それが来れば、全体の約4,000名分のワクチン接種量は確保できるということを想定しておりますが、この分が、現在、国が止めている状態でありまして、この第10クルールに対しまして情報が出ていますように、各自治体、全国の自治体からの希望の供給量の3分の1程度の配給になるだろうと。多分、今週中にはその配分が決定をするというふうに思っております。

したがって、この最後の10クルール目の1箱の要求が希望どおりに確保できれば確実に現在の町民に対する接種は可能かなと思っておりますので、その状況を見て、また判断はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第58号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号工事請負契約についてを議題といたします。

議案第59号に対する質疑はありませんか。5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 入札に何者参加されたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 3共同企業体でございます。

○議長（中武 良雄） 眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） もし、この場で公表できるのであれば、会社名を教えてくださいと思います。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今回、落札されました企業体以外に2者ございますが、1者が大淀開発株式会社と株式会社河北の共同企業体と、もう1企業体が、株式会社志多組と株式会社岩切建設の共同企業体でございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 解体工事はこの中に入っていなかったと思うのですが、ほかに大きい工事予定で入っていないものがないかとか、そこ辺りを教えてください。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、今日、議案で上げているのは第1工区でありまして、1工区は校舎建設工事、校舎の外回りの外構工事、それから、自家発電、太陽光、LAN整備等が第1工区であります。

それから、残りが、これは継続費で今年、来年、それから、次年度以降でやっていくのが第2工区として施設解体撤去工事、それから、第3工区として外構工事の防災広場、防災広場以外の外構工事等が入ってくるという予定になっております。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） すみません、もう1点、契約方法で条件付きということが表示されておりますけれども、この条件付きという内容を教えてくださいと思います。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 通常、本町の入札の場合は指名競争入札というふうなことをやっておりますが、今回の工事につきましては、大規模かつ工事の安定施工の確保があるということで、入札の透明性も図るということで一般競争入札というふうにしております。

なおかつ、その上で地元と申しまししょうか、県内、郡内、町内、そういった地元の企業の育成等を考慮した上で、条件に県内の代表構成員であれば県内の企業でなおかつ県の格付が特A、そしてまた建築基準法におきます経営規模等の評価が1,200点以上ということで条件をつけております。

代表構成委員会の構成員としましては、郡内、もしくは町内のやはり県の評価が特A以上の業者ということで、それらの業者が共同企業体を組むということで条件をつけております。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第59号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（中武 良雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和3年第7回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

第7回木城町議会臨時会における議案のご審議、誠にありがとうございました。

上程をいたしました5議案、原案のとおり可決をいただきました。改めまして、厚くお礼を申し上げます。

奨学金に関する補正につきましては可決いただいたとおりであります。奨学金の「奨」という字には「助け励ます」という意味があるそうでありますので、将来に向かって真剣に学ぶ人を経済的、精神的に応援・支援をしてみたいと考えております。

ワクチン接種に関する補正につきましては、県助成を受けての7月及び8月における接種費用でありましたが、本町におきましては、国が勧めております12歳以上のワクチン接種は予定どおり順調に行っておりまして、8月20日をもって完了となる予定であります。

義務教育学校建設につきましては、いよいよハード面での本格的な工事着工となります。工事期間中の安全確保を図りながら工期内完成を目指してまいります。

改めまして、7月臨時会のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時44分閉会

---